

吉川市告示第209号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第6条の規定により、吉川市学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、法第8条第1項の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

吉川市長 戸張胤茂

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名称

吉川市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

ア 吉川市学校給食センター（以下「新学校給食センター」という。）の施設整備（設計及び建設・工事監理等）に関する業務

イ 第一学校給食センター及び第二学校給食センター（以下「既存学校給食センター」という。）並びに関小学校及び栄小学校給食調理場（以下「既存学校給食調理場」という。）の解体・撤去に関する業務

ウ 関小学校及び栄小学校の配膳室の施設整備（設計及び建設・工事監理等）に関する業務

エ 新学校給食センターの維持管理及び運営に関する業務

### (3) 事業方式

本事業は、法第10条第1項に基づき、本市が事業者と締結するPFI事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの施設整備等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

### (4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成43年3月31日までとする。

### (5) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 事業予定地：吉川市大字川藤字前新田3265番1 外3筆

イ 敷地面積：約7,531㎡

ウ 調理能力：提供食数最大7,500食/日（小学校8校分、中学校3校分）

## 2. 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

### (1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

#### ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

|                          | 本市が自ら実施する場合  | PFI事業として実施する場合  |
|--------------------------|--|---|
| 財政負担の主な内訳                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費等）</li> <li>② 維持管理及び運営費用</li> <li>③ 地方債の償還に要する費用</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理及び運営費、割賦手数料、開業前経費、融資組成手数料等）</li> <li>② アドバイザー費用</li> <li>③ モニタリング費用</li> <li>④ 地方債の償還に要する費用</li> <li>⑤ 事業者からの税収（市税）を調整</li> </ul>   |
| 共通事項                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業期間：約17年（設計・建設：1年7ヶ月、維持管理及び運営：15年2ヶ月）</li> <li>② 割引率：4.0%</li> <li>③ インフレ率：考慮しない</li> </ul>  |   |
| 資金調達に関する事項               | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金、太陽光発電の導入に関する補助制度）</li> <li>② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還期間15年（元本据置1年）</li> <li>・ 元利均等償還（年2回、全28回）</li> <li>・ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定</li> </ul> </li> <li>③ 一般財源</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金、太陽光発電の導入に関する補助制度）</li> <li>② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が自ら実施する場合と同一条件</li> </ul> </li> <li>③ 事業者の自己資金</li> <li>④ 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還期間15年</li> <li>・ 元利均等償還（年4回、全60回）</li> </ul> </li> <li>⑤ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定</li> </ul> |
| 設計及び建設・工事監理、解体・撤去等に関する費用 | 概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定   | 本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定  |
| 維持管理及び運営に関する費用           | 本市の同用途の施設及び他事例の実績等を勘案して設定  | 本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定  |

## イ 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

|             | 本市が自ら実施する場合 | PFI事業として実施する場合 |
|-------------|-------------|----------------|
| 財政負担額（現在価値） | 5,650百万円    | 5,097百万円       |
| 指数          | 100.0       | 90.2           |

## (2) PFI事業として実施することの定性的評価

### ア 給食サービスの向上

新学校給食センターの施設整備、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。事業者自らが設計及び建設することで、当該敷地を有効に活用しつつ、施設機能が向上し、効率的かつ効果的な調理環境が創出されることが期待できる。これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全かつ安心な質の高い給食の提供、食育環境の充実等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

### イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI事業として実施する場合、想定可能なリスクについて、本市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

### ウ 財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、長期にわたる維持管理及び運営期間を通じて事業者在一定額ずつ支払うこととなるため、新学校給食センターの施設整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

## (3) 総合評価

本事業はPFI事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約10%の削減（リスク調整額を除く）を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなるVFM (Value For Money) の拡大が見込まれる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められることから、法第6条の規定に基づき特定事業として選定する。